

3-①. 制度の高度化・拡充(高度技能実習制度の導入)

- 制度をより充実させ、技能移転の効果を高めるため、優秀で意欲のある実習生に対し、高度技能実習制度(再技能実習制度)を導入。

高度技能実習制度(再技能実習制度)の導入)

○「高度技能実習制度」の導入

- ・優秀で意欲のある実習生等には、現行の3年間終了後、更に2年程度、よりレベルの高い技能を修得する機会(高度技能実習制度)を与えるべきである。
- ・具体的には、3年修了時に技能検定3級を取得した者で、本人が希望する場合に、一定期間経過後に再入国を認め、より高度な内容の技能や、管理者としてのスキルの修得などを旨とする。

(対象となる企業)

- ・中小企業、大企業を問わず、適正な運営と効果的な技能実習を実施している優良な受入企業とする。
- ・高度技能実習を希望する受入機関は、外部評価機関(後述)に申請を行い、審査を受け、優良と認められた場合に限ることとする。

(高度実習の内容)

- ・高度技能実習の内容については、同一の職種について、より高度な技能の修得を目指す場合と、周辺の作業も含めて幅広い技能を修得し管理者を目指す場合が考えられる。
- ・高度技能実習の対象となる職種・業種については、追加の2年間で、高いレベルの技能修得のための体系的で高度な内容のプログラムを策定・実施できる業種・職種に限ることも考えられる。